

総長特使に関する申合せ

令和6年3月7日

総長 裁定

第1 本学の認知度の向上に資するため、全学的な見地から、国際会議その他の国際的な場での本学の情報の発信及び意見の表明を行う者として、総長特使を置くことができる。

第2 総長特使は、総長が指名し、役員懇談会に報告する。

第3 総長特使を置く期間は、総長の在任期間を超えないものとする。

附 則

この申合せは、令和6年4月1日から実施する。